

令02原機（大安）094
令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定の変更

この保安規定に係る主な変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

(1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う変更

- ① 第2編別表第9について、眼の水晶体の等価線量に係る線量限度を変更する。
- ② 第2編別表第12について、眼の水晶体の等価線量に係る警戒線量を変更する。

(2) 立入制限区域の基準の変更

- ① 第2編別表第3について、立入制限区域の基準を変更する。

(3) 放射線作業に係る記載の適正化

- ① 放射線作業の実施に係る記録名を変更する。
- ② 第2編別表第6について、特殊放射線作業計画書の提出に係る基準を変更する。

(4) 個人線量計の区分の明確化

- ① 個人線量計のうち、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計と区分する。
- ② 個人線量計のうち、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計と区分する。

(5) 記載の適正化に係る変更

第1編別表第4について、文書名の変更及び文書番号の追加を行う。

2. 変更の理由

(1) 線量告示の一部改正に伴い、眼の水晶体の等価線量限度が変更されたため。

(2) 立入制限区域の管理の適正化を図るため。

(3) 放射線作業の管理の適正化を図るため。

(4) 個人線量計の区分を明確化するため。

(5) 品質マネジメントシステム文書体系を最新の情報に更新するため。

3. 施行期日

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定
新旧対照表

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
<p>目次（省略）</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1条～第41条（省略）</p> <p>別表第1～別表第3（省略）</p> <p>別表第4 品質マネジメントシステム文書体系（第14条関係）</p>	<p>目次（変更なし）</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1条～第41条（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第3（変更なし）</p> <p>別表第4 品質マネジメントシステム文書体系（第14条関係）</p>	
<p>別紙のとおり</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>別表第5～別表第10（2）（省略）</p>	<p>別表第5～別表第10（2）（変更なし）</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1条～第10条 （省略）</p> <p>（管理区域の出入り管理）</p> <p>第11条 管理区域管理者は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、その目的等を確認し、管理区域における遵守事項などの指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p> <p>3 管理区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示する。</p> <p>4 管理区域管理者は、第2項第2号の一時立入者に着用させた<u>個人線量計</u>において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の<u>個人線量計</u>の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長へ通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し本人に通知する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第2項第5号の汚染検査において異常が発見された場合は、課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>8 課長は、前項の通知を受けたときは、第21条の2第4項の規定により措置する。</p> <p>第12条～第17条 （省略）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等 （放射線作業計画）</p> <p>第18条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間</p> <p>(2) 作業の内容</p>	<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1条～第10条 （変更なし）</p> <p>（管理区域の出入り管理）</p> <p>第11条 管理区域管理者は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、その目的等を確認し、管理区域における遵守事項などの指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計（<u>放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計</u>）を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p> <p>3 管理区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示する。</p> <p>4 管理区域管理者は、第2項第2号の一時立入者に着用させた<u>補助線量計</u>において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の<u>補助線量計</u>の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長へ通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し本人に通知する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第2項第5号の汚染検査において異常が発見された場合は、課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>8 課長は、前項の通知を受けたときは、第21条の2第4項の規定により措置する。</p> <p>第12条～第17条 （変更なし）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等 （放射線作業計画）</p> <p>第18条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間</p> <p>(2) 作業の内容</p>	<p></p> <p>個人線量計の区分の明確化</p> <p>個人線量計の区分の明確化</p> <p>個人線量計の区分の明確化</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第19条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した<u>放射線作業届</u>を作成し、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、<u>放射線作業届</u>に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会う。</p> <p>4 課長は第1項の<u>放射線作業届</u>に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について管理区域管理者及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) <u>ポケット線量計等の個人線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置 (4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度</p> <p>第20条～第22条 （省略）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第23条～第24条 （省略）</p> <p>第2節 線量の評価 （外部被ばくによる線量の評価）</p> <p>第25条 環境監視線量計測課長は、<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行う。ただし、作業管理のために着用する<u>ポケット線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行う。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を次の各号に掲げる場合には、環境監視線量計測課長に送付する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。 (2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。 (3) <u>ポケット線量計等</u>による測定結果が別表第11に掲げる基準を超えたとき又は必要の</p>	<p>(3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第19条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した<u>特殊放射線作業計画書</u>を作成し、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、<u>特殊放射線作業計画書</u>に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会う。</p> <p>4 課長は第1項の<u>特殊放射線作業計画書</u>に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について管理区域管理者及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) <u>補助線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置 (4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度</p> <p>第20条～第22条 （変更なし）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第23条～第24条 （変更なし）</p> <p>第2節 線量の評価 （外部被ばくによる線量の評価）</p> <p>第25条 環境監視線量計測課長は、<u>基本線量計</u>による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行う。ただし、作業管理のために着用する<u>補助線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行う。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した<u>基本線量計</u>を次の各号に掲げる場合には、環境監視線量計測課長に送付する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。 (2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。 (3) <u>補助線量計</u>による測定結果が別表第11に掲げる基準を超えたとき又は必要の都度。</p>	<p></p> <p>記録名の変更</p> <p>記録名の変更</p> <p>記録名の変更</p> <p>個人線量計の区分の明確化（以下同じ。）</p> <p>個人線量計の区分の明確化 個人線量計の区分の明確化（以下同じ。）</p>

変更前	変更後	備考																																																				
<p>都度。 (4) <u>身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあっては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあっては使用期間が1月を超えたとき。</u> 3 環境監視線量計測課長は、前項の<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>の送付を受けたときは、外部被ばくに係る線量の評価を行う。</p> <p>第26～第30条（省略）</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>第31条～第34条（省略）</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p>第34条の2～第39条（省略）</p> <p>別表第1～別表第2（省略）</p> <p>別表第3 立入制限区域の基準（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="121 1035 1234 1278"> <thead> <tr> <th>線量当量率</th> <th>空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)</th> <th colspan="2">表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>1 m S v / 週</u></td> <td rowspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 B q / c m²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 0 B q / c m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4～別表第5の2（省略）</p> <p>別表第6 <u>放射線作業届</u>の提出に係る基準（第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="151 1480 997 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)</td> <td>実効線量</td> <td>1 m S v</td> </tr> <tr> <td></td> <td>等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>5 m S v</u> 皮膚 <u>1 5 m S v</u></td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2"><u>1 0 m S v / h</u></td> </tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td>特殊作業で線量の推定が困難なもの 注) 定常的な作業の場合を除く。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表面密度		<u>1 m S v / 週</u>	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 B q / c m ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 0 B q / c m ²	区分	基準値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)	実効線量	1 m S v		等価線量	眼の水晶体 <u>5 m S v</u> 皮膚 <u>1 5 m S v</u>	作業区域内の線量当量率	<u>1 0 m S v / h</u>		作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの 注) 定常的な作業の場合を除く。			<p>(4) <u>等価線量評価を要する場合に着用させる基本線量計にあっては、必要の都度。</u> 3 環境監視線量計測課長は、前項の<u>基本線量計</u>の送付を受けたときは、外部被ばくに係る線量の評価を行う。</p> <p>第26～第30条（変更なし）</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>第31条～第34条（変更なし）</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p>第34条の2～第39条（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第2（変更なし）</p> <p>別表第3 立入制限区域の基準（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1317 1035 2430 1278"> <thead> <tr> <th>線量当量率</th> <th>空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)</th> <th colspan="2">表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>1 m S v / h</u></td> <td rowspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 B q / c m²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 0 B q / c m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4～別表第5の2（変更なし）</p> <p>別表第6 <u>特殊放射線作業計画書</u>の提出に係る基準（第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1347 1467 2193 1759"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td colspan="2"><u>1 m S v / 週</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>1 m S v / 週</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td><u>1 0 m S v / 週</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表面密度		<u>1 m S v / h</u>	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 B q / c m ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 0 B q / c m ²	項目	基準値		実効線量	<u>1 m S v / 週</u>		等価線量	眼の水晶体	<u>1 m S v / 週</u>	皮膚	<u>1 0 m S v / 週</u>	<u>当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業</u>			<p>立入制限区域の基準の変更</p> <p>記録名の変更</p> <p>特殊放射線作業計画の提出に係る基準の見直し</p>
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表面密度																																																				
<u>1 m S v / 週</u>	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 B q / c m ²																																																			
		アルファ線を放出しない放射性物質	4 0 B q / c m ²																																																			
区分	基準値																																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)	実効線量	1 m S v																																																				
	等価線量	眼の水晶体 <u>5 m S v</u> 皮膚 <u>1 5 m S v</u>																																																				
作業区域内の線量当量率	<u>1 0 m S v / h</u>																																																					
作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値																																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの 注) 定常的な作業の場合を除く。																																																						
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表面密度																																																				
<u>1 m S v / h</u>	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 B q / c m ²																																																			
		アルファ線を放出しない放射性物質	4 0 B q / c m ²																																																			
項目	基準値																																																					
実効線量	<u>1 m S v / 週</u>																																																					
等価線量	眼の水晶体	<u>1 m S v / 週</u>																																																				
	皮膚	<u>1 0 m S v / 週</u>																																																				
<u>当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業</u>																																																						

変更前	変更後	備考																						
<p>別表第7～別表第8（省略）</p> <p>別表第9 放射線業務従事者に係る線量限度（第23，27条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 338 1264 785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>皮膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子については、本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td><u>150</u> mSv/年</td> <td>本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。</p>	実効線量限度	等価線量限度			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子については、本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv	500 mSv/年	<u>150</u> mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv	<p>別表第7～別表第8（変更なし）</p> <p>別表第9 放射線業務従事者に係る線量限度（第23，27条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1320 338 2466 785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度 注1)</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>皮膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 100mSv/5年 注2) (2) 50mSv/年 (3) 女子注3) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子については、本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td>(1) <u>100</u> mSv/5年 注2) (2) <u>50</u> mSv/年</td> <td>本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 注2) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間 注3) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。</p>	実効線量限度 注1)	等価線量限度			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	(1) 100mSv/5年 注2) (2) 50mSv/年 (3) 女子注3) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子については、本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv	500 mSv/年	(1) <u>100</u> mSv/5年 注2) (2) <u>50</u> mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv	<p>眼の水晶体の等価線量限度変更に伴う見直し</p>
実効線量限度		等価線量限度																						
	皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																					
(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子については、本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv	500 mSv/年	<u>150</u> mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv																					
実効線量限度 注1)	等価線量限度																							
	皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																					
(1) 100mSv/5年 注2) (2) 50mSv/年 (3) 女子注3) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子については、本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv	500 mSv/年	(1) <u>100</u> mSv/5年 注2) (2) <u>50</u> mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv																					
<p>別表第10（省略）</p> <p>別表第11 ガラス線量計等を臨時に測定する場合の基準（第25条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1136 1110 1325"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>線量（ポケット線量計等による測定値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくに係る実効線量</td> <td>1mSv/日</td> </tr> <tr> <td>線量</td> <td>4mSv/月</td> </tr> </tbody> </table>	線量区分	線量（ポケット線量計等による測定値）	外部被ばくに係る実効線量	1mSv/日	線量	4mSv/月	<p>別表第10（変更なし）</p> <p>別表第11 基本線量計を臨時に測定する場合の基準（第25条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1320 1136 2303 1325"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>線量（補助線量計による測定値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくに係る実効線量</td> <td>1mSv/日</td> </tr> <tr> <td>線量</td> <td>4mSv/月</td> </tr> </tbody> </table>	線量区分	線量（補助線量計による測定値）	外部被ばくに係る実効線量	1mSv/日	線量	4mSv/月	<p>個人線量計の区分の明確化（以下同じ。）</p>										
線量区分	線量（ポケット線量計等による測定値）																							
外部被ばくに係る実効線量	1mSv/日																							
線量	4mSv/月																							
線量区分	線量（補助線量計による測定値）																							
外部被ばくに係る実効線量	1mSv/日																							
線量	4mSv/月																							
<p>別表第11の2（省略）</p> <p>別表第12 放射線業務従事者に係る警戒線量（第27条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1520 1175 1850"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td>20mSv/年 13mSv/3月 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>40mSv/3月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者</p>	線量区分	警戒線量	実効線量	20mSv/年 13mSv/3月 注1)	等価線量	眼の水晶体	<u>40mSv/3月</u>	皮膚	130mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中 注2)	<p>別表第11の2（変更なし）</p> <p>別表第12 放射線業務従事者に係る警戒線量（第27条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1320 1520 2365 1850"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td>20mSv/年 13mSv/3月 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>20mSv/年</u> <u>13mSv/3月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者</p>	線量区分	警戒線量	実効線量	20mSv/年 13mSv/3月 注1)	等価線量	眼の水晶体	<u>20mSv/年</u> <u>13mSv/3月</u>	皮膚	130mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中 注2)	<p>眼の水晶体の等価線量限度変更に伴う見直し</p>
線量区分	警戒線量																							
実効線量	20mSv/年 13mSv/3月 注1)																							
等価線量	眼の水晶体	<u>40mSv/3月</u>																						
	皮膚	130mSv/3月																						
	妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中 注2)																						
線量区分	警戒線量																							
実効線量	20mSv/年 13mSv/3月 注1)																							
等価線量	眼の水晶体	<u>20mSv/年</u> <u>13mSv/3月</u>																						
	皮膚	130mSv/3月																						
	妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中 注2)																						

変更前	変更後	備考
<p>注2) その者の所属する課長を経て部長に妊娠の申し出たときから出産までの積算された線量</p> <p>別表第13 (省略)</p> <p>別図第1 (その1) ~別図第2 (省略)</p> <p>別記様式第1 ~別記様式第4 (省略)</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条~第14条の2 (省略) 別表第1 ~別表第10 (省略)</p> <p>第4編 共用施設 第1条~第23条 (省略) 別表第1 ~別表第8 (省略) 別図第1 ~別図第2 (その2) (省略)</p> <p>第5編 JMTRの管理 第1条~第73条 (省略) 別表第1 ~別表第30 (省略) 別図第1 ~別図第2 (その13) (省略)</p> <p>第6編 HTTRの管理 第1条~第69条 (省略) 別表第1 ~別表第24 (省略) 別図第1 ~別図第2 (その6) (省略)</p>	<p>注2) その者の所属する課長を経て部長に妊娠の申し出たときから出産までの積算された線量</p> <p>別表第13 (変更なし)</p> <p>別図第1 (その1) ~別図第2 (変更なし)</p> <p>別記様式第1 ~別記様式第4 (変更なし)</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条~第14条の2 (変更なし) 別表第1 ~別表第10 (変更なし)</p> <p>第4編 共用施設 第1条~第23条 (変更なし) 別表第1 ~別表第8 (変更なし) 別図第1 ~別図第2 (その2) (変更なし)</p> <p>第5編 JMTRの管理 第1条~第73条 (変更なし) 別表第1 ~別表第30 (変更なし) 別図第1 ~別図第2 (その13) (変更なし)</p> <p>第6編 HTTRの管理 第1条~第69条 (変更なし) 別表第1 ~別表第24 (変更なし) 別図第1 ~別図第2 (その6) (変更なし)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>備考</p> <p>附則の追加</p>

変更前										備考
別表第4 品質マネジメントシステム文書体系 (第14条関係)										
品質マネジメント計画書 QS-P12 (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	高温工学試験研究炉部 (二次文書)	材料試験炉部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大検-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01) ・重要度分類管理要領 (管理-QAM-02)	・総則 (HTTR-QAM-01)	・総則 (JMTR-QAM-01) ・重要度分類 (JMTR-QAM-02)	・総則 (環境-QAM-01) ・重要度分類要領 (環境-QAM-02)	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗 QAM-01)	—	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守活動規則	—	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委員会規則 ・品質保証推進委員会規則	—	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要領 (大洗 QAM-07)	—	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	・事故対策規則 ・大洗研究所 (北地区) 放射線安全取扱手引 ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則 ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 ・PI 設定評価要領	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (HTTR-QAM-07)	・業務の管理要領 (JMTR-QAM-08) ・業務の管理要領 (廃止措置計画) (JMTR-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・フリーアクセス対応要領	—	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	・設計・開発管理要領 (保安-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (放管部-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (管理-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (HTTR-QAM-04)	・設計・開発管理要領 (JMTR-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (環境-QAM-05)	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗 QAM-02)	—	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (HTTR-QAM-07)	・業務の管理要領 (JMTR-QAM-08) ・業務の管理要領 (廃止措置計画) (JMTR-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (管理-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (HTTR-QAM-05)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (JMTR-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (環境-QAM-07)	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 ・溶接検査要領	—	・検査及び試験の管理要領 (保安-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (管理-QAM-07)	・検査及び試験の管理要領 (HTTR-QAM-06)	・検査及び試験の管理要領 (JMTR-QAM-07)	・検査及び試験の管理要領 (環境-QAM-08)	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領 (大洗 QAM-03)	—	—	—	—	—	—	—	

変更後										備考
別表第4 品質マネジメントシステム文書体系 (第14条関係)										文書名の適正化及び文書番号の追加 (以下同じ。)
品質マネジメント計画書 QS-P12 (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	高温工学試験研究炉部 (二次文書)	材料試験炉部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大検-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01) ・重要度分類管理要領 (管理-QAM-02)	・総則 (HTTR-QAM-01)	・総則 (JMTR-QAM-01) ・重要度分類 (JMTR-QAM-02)	・総則 (環境-QAM-01) ・重要度分類要領 (環境-QAM-02)	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の 管理要領 (大洗 QAM-01)	—	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並 びに関係法令等の遵守活動 に係る実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成及び維持並 びに関係法令等の遵守活動 規則 (大洗 QAM-23)	—	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委 員会の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委員 会規則 (大洗 QAM-12) ・品質保証推進委員会規則 (大洗 QAM-11)	—	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施 要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び 認識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理 要領 (大洗 QAM-07)	—	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要 領 (QS-A12)	・事故対策規則 (大洗 QAM-21) ・大洗研究所 (北地区) 放射 線安全取扱手引 (大洗 QAM-62) ・大洗研究所内放射性物質等 運搬規則 (大洗 QAM-22) ・大洗研究所放射性廃棄物管 理要領 (大洗 QAM-81) ・大洗研究所 P I 設定評価要 領 (大洗 QAM-24)	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (HTTR-QAM-07)	・業務の管理要領 (JMTR-QAM-08) ・業務の管理要領 (廃止措置 計画) (JMTR-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.2.3 外部とのコミュニケー ション	—	・大洗研究所フリーアクセス 対応要領 (大洗 QAM-25)	—	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	・設計・開発管理要領 (保安 QAM-05)	・設計・開発管理要領 (放管部 QAM-05)	・設計・開発管理要領 (管理-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (HTTR-QAM-04)	・設計・開発管理要領 (JMTR-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (環境-QAM-05)	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要 領 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗 QAM-02)	—	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (HTTR-QAM-07)	・業務の管理要領 (JMTR-QAM-08) ・業務の管理要領 (廃止措置 計画) (JMTR-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.6 監視機器及び測定機器 の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管 理要領 (放管部-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管 理要領 (管理-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管 理要領 (HTTR-QAM-05)	・監視機器及び測定機器の管 理要領 (JMTR-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管 理要領 (環境-QAM-07)	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所原子炉施設、核 燃料物質使用施設、廃棄物 管理施設_独立検査組織運 営規則 (大洗 QAM-41) ・大洗研究所溶接検査要領 (大洗 QAM-42)	—	・検査及び試験の管理要領 (保安-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (管理-QAM-07)	・検査及び試験の管理要領 (HTTR-QAM-06)	・検査及び試験の管理要領 (JMTR-QAM-07)	・検査及び試験の管理要領 (環境-QAM-08)	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び 未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適合管理並び に是正処置及び未然防止処 置要領 (大洗 QAM-03)	—	—	—	—	—	—	—	